

送附事項		送付年月日	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
令和 年 月 日		法人番号	この申告の基礎		申告年月日	
所在地		代表者氏名	修正決定		再修正による	
(電話)		期末現在の資本金の額	事業種目		資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	
法人名		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額	法人区分		非中小法人等	

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税 特別法人事業税 の 申告書

事業年度	摘要	課税標準	税率(%)	税額	備考
所得割	所得金額総額				① (使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額
	年400万円以下の金額	0.00		0.00	② 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額
	年400万円を超え年800万円以下の金額	0.00		0.00	③ 還付法人税額等の控除額
	年800万円を超える金額	0.00		0.00	④ 退職年金等積立金に係る法人税額
	計	0.00		0.00	⑤ 課税標準となる法人税額 ①+②-③+④
	軽減税率不適用法人の金額	0.00		0.00	⑥ 以上の適用に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額
	付加価値額総額				⑦ 法人税割額 (5)又は(6)×100%
	付加価値額	0.00		0.00	⑧ 道府県民税の特定寄附金税額控除額
	資本金等の額総額				⑨ 税額控除超過額相当額の加算額
	資本金等の額	0.00		0.00	⑩ 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額
	収入金額総額				⑪ 外国の法人税等の額の控除額
	収入金額	0.00		0.00	⑫ 仮装経理に基づく法人税割額の控除額
	合計事業税額	0.00		0.00	⑬ 差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫
事業税の特定寄附金税額控除額				⑭ 既に納付の確定した当期分の法人税割額	
差引事業税額	0.00		0.00	⑮ 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				⑯ この申告により納付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑮	
所得割	0.00		0.00	⑰ 算定期間において事務所等を有していた月数	
資本割	0.00		0.00	⑱ 均等割 円× $\frac{17}{12}$	
⑳のうち見込納付額				⑲ 既に納付の確定した当期分の均等割額	

摘要	課税標準	税率(%)	税額	備考
特別法人事業税額	0.00		0.00	⑳ この申告により納付すべき道府県民税額 ⑰+⑱
収入割に係る特別法人事業税額	0.00		0.00	㉑のうち見込納付額
合計特別法人事業税額	0.00		0.00	㉒ 差引 ㉑-㉒
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			0.00	㉓ 特別区分の課税標準額
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	0.00		0.00	㉔ 同上に対する税額 ㉓×100%
この申告により納付すべき特別法人事業税額	0.00		0.00	㉕ 市町村分の課税標準額
差引				㉖ 同上に対する税額 ㉕×100%

所得金額の計算の内訳	金額	備考
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))		㉗ 法人税の期末現在の資本金等の額
加算		㉘ 法人税の当期の確定税額
減算		㉙ 決算確定の日
仮計		㉚ 解散の日
繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉛ 残余財産の最後の分配又は引渡しの日
申告期限の延長の処分(承認)の有無		申告期限の延長の処分(承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無
法人税の申告書の種類		青色・その他
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))		この申告が中間申告の場合の計算期間
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有・無
還付請求中間納付額		還付を受けようとする金額機関及び支払方法 口座番号(普通・当座) 支店
資本金の額(外貨)		前事業年度の法人区分

事業年度

特別法人事業税

所得金額の計算の内訳



(道府県民税)

署名

(電話)